

3者の主な役割

市民の役割

- 過剰包装や使い捨てカトラリーなど unnecessaryなものを断る
- 6Rを意識した消費生活
- 食品ロスの削減
- 分別の徹底、適正なごみの排出
- 民間の処理業者の利用
- 環境学習や地域でのごみに関する講座等への参加

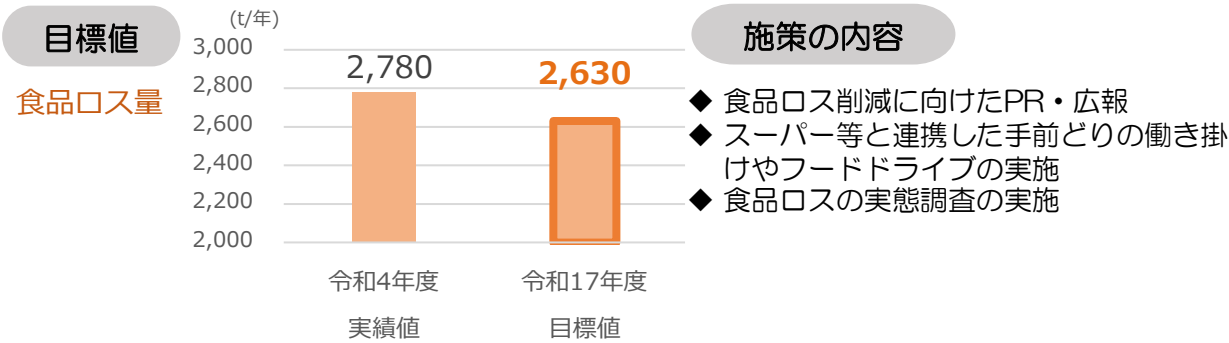
事業者の役割

- 分別の徹底
- 事業所で発生する一般廃棄物の適正処理
- 商品の包装材、輸送用梱包材などのリフューズ
- 値引き等販売方法の工夫による生ごみの減量
- 店頭回収の実施
- 手前どり、使い捨てカトラリーのリフューズへの協力

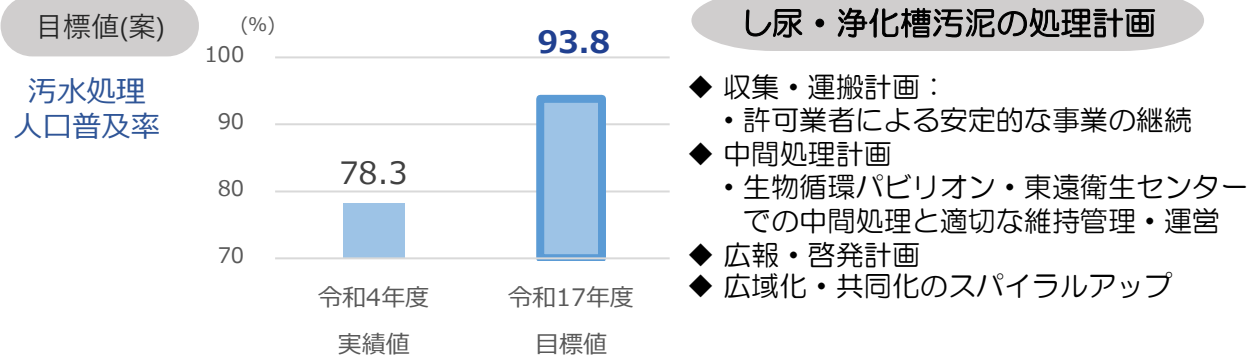
市の役割

- ごみの減量・リサイクルに取り組みやすい仕組みの構築
- 適正処理体制の構築と安定的・効率的な処理
- 市民・事業者をつなぐ役割

4 食品ロス削減推進計画



5 生活排水編



6 計画の進行管理及び進捗状況の点検・評価

- 本計画の推進に当たり、目標値や各施策に関する定量的・定性的情報等を用いつつ、各種施策についての進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図ります。

発行：令和6年3月 掛川市 協働環境部 環境政策課
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1-1
電話：0537-21-1145 FAX：0537-21-1164

1 計画の基本的事項

背景

- カーボンニュートラル社会の実現に向け、私たちに求められるのは循環型経済（サーキュラー・エコノミー）への転換です。この循環を可能にするには、ライフサイクルアセスメントの視点を含め、「原材料の加工」から「設計・生産」「流通」「消費・使用」「リサイクル・回収」の各段階に関わる全ての関係者が考え方や行動を変える必要があります。市民一人ひとりは自らの日常の中で、事業者は経済活動の中で、それぞれ循環型社会のための役割を果たしながら、環境と経済と社会を統合的に向上させていくことが大切です。
- 生活排水については、少子高齢化にも対応しつつ、処理施設の適切な維持管理等、将来を見据えた生活排水処理政策を進めるとともに、公共下水道等への未接続対策や合併処理浄化槽の普及を促進していく必要があります。
- このような背景を踏まえた上で、循環型社会の形成や2050年カーボンニュートラルの実現も見据えるとともに、新廃棄物処理施設建設方針の決定や使用済み紙おむつなどごみを燃やさず資源化する方法の検討開始など、本市のごみ処理を取り巻く環境が大きく変化したことから、現計画期間（平成30年度から令和7年度まで）の終了年度を前倒し、改定を行うものです。

計画の位置付け

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理計画」とします。
- 「第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】」及び「第2期掛川市環境基本計画」を上位計画とし、「第4次静岡県循環型社会形成計画」と整合を図るものとし、また、「第3期掛川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「生活排水処理実施計画【(仮称)掛川市下水道ビジョン】」と整合を図るものとし、「食品ロス削減推進計画」を兼ねるものとし、

計画期間

- 令和6年度を初年度とし、令和17年度までの12年間を計画期間とします。
- おおむね4年に1回見直しを行い、それ以外であっても国や静岡県における廃棄物行政や社会経済情勢に大きな変化があった場合には、その都度見直しを行います。

2 おむつリサイクル・ごみ減量推進会議について

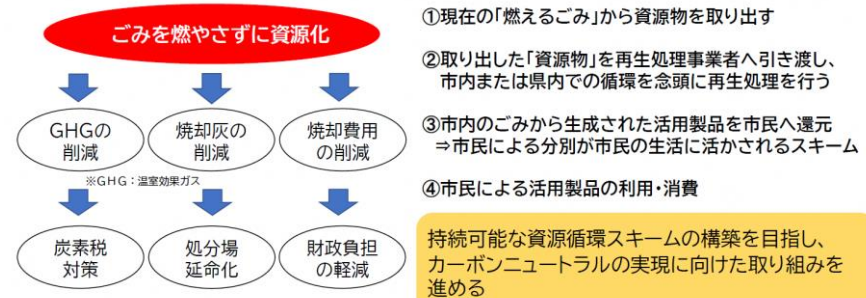
目指す姿

2050(令和32)年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量を実質ゼロにする)の実現を目指す

焼却や埋め立てに依存しないごみ収集・処理のスキームの構築が必要

実現したいこと

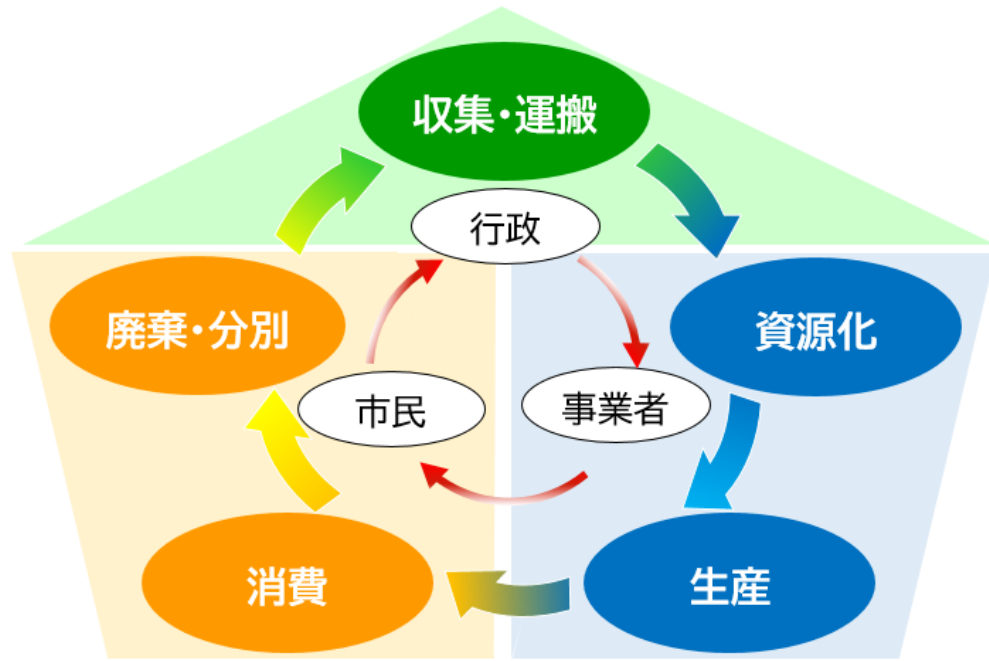
目指す姿の実現に向けてやるべきこと



- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、限りある資源の循環利用について研究を行い、市民の豊かな暮らしを実現する社会を構築するため、令和5年4月に「おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」を設置しました。

- ごみを燃やさずに資源化するための処理スキームや市民・事業者の動機付けの方策等について検討を進めています。

持続可能な資源循環スキームの構築を目指し、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進める



3 ごみ編

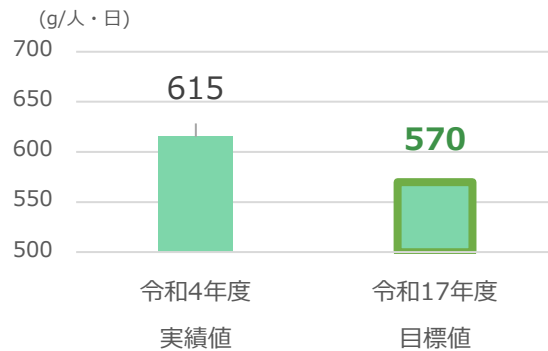
基本方針

- おむつリサイクル・ごみ減量推進会議における「実現したいこと」を基本方針として設定します。

環境の持続性と豊かな暮らしの同時実現

目標値

1人1日当たりのごみの総排出量



新中間処理施設の概要

- 掛川市・菊川市衛生施設組合による「掛川市・菊川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業」「掛川市・菊川市マテリアルリサイクル推進施設整備事業」を進め、新たな中間処理施設の令和12年度からの稼働開始を目指します。

処理能力	①新焼却施設 120 t/日 ②新マテリアルリサイクル推進施設 10 t/日
処理方式	①新焼却施設 ストーカ方式 ②新マテリアルリサイクル推進施設 破碎・選別（燃えないごみ、粗大ごみ） 選別（乾電池・充電式電池と蛍光管、体温計・温度計（水銀入り））
稼働開始年度	令和12年度

施策の内容

(1) 6R

1 リフューズ

- ①使い捨てカトラリー等削減の推進

2 リデュース

- ①各種情報媒体を活用した情報提供
- ②ごみ減量講話、環境資源ギャラリーの見学会、環境学習の推進
- ③新聞等マスメディアへの投稿や各種イベントでの啓発
- ④ごみ集積所の巡回指導
- ⑤クリーン推進員の活動支援
- ⑥アパート等の集合住宅入居者や外国人市民等へのアプローチ
- ⑦食品ロスの削減
- ⑧ごみ排出量に応じたごみ処理費用の一部有料化の継続
- ⑨ごみになりにくい商品提供の推進
- ⑩処理困難物の適正処理
- ⑪事業系搬入ごみの展開検査及び事業所の巡回指導の実施

3 リユース

- ①メルカリ活用事業の利用促進
- ②リサイクルショップ、フリーマーケット等の利用促進
- ③イベント等におけるリユース容器利用等の検討

4 リサイクル

- ①使用済み紙おむつのリサイクル
- ②製品プラスチックのリサイクル
- ③生ごみのリサイクル
- ④剪定枝・落ち葉のリサイクル
- ⑤組成分析調査の実施
- ⑥回収コンテナ・BOXの利用促進

5 リターン

- ①店頭回収の利用促進

6 リカバー

- ①かけがわ美化推進ボランティアの募集と支援

(2) 収集・運搬計画

- ア 安全で確実な収集・運搬の実施
- イ 排出量・分別区分等に応じた収集体制の確保
- ウ 収集に係るエネルギー及びコストの削減
- エ 指定ごみ袋の容量等の見直し
- オ 高齢者のごみ出し支援

(3) 中間処理計画

- ア 既存中間処理施設の適切な維持管理・運営と外部委託処理による適正処理
- イ 新たな中間処理施設の整備

(4) 最終処分計画

- ア 安全で確実な管理の継続
- イ 新たな最終処分場の整備に向けた検討
- ウ 最終処分場の跡地利用

(5) その他

- ア 不法投棄対策
- イ 資源物等の持ち去り防止対策
- ウ 災害廃棄物対策
- エ 環境物品等の使用促進